

2021年1月8日

関係先 各位



株式会社 宅建ブレインズ

## 弊社保険代理店業務の対応について（その7）

日頃は弊社保険代理店業務にご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、弊社保険部は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から時短勤務を行っておりますが、2021年1月7日の「緊急事態宣言」発出に伴い、2021年1月12日（火）より下記勤務体系および業務時間にて対応させていただきます。

しかしながら東京都では感染が拡大していることもあり、状況によっては在宅勤務を増やすことも検討しておりますので、皆さまには何卒ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 勤務体系および業務時間について

業務時間：時短勤務／10：00から16：00まで（水曜日を除く平日）

在宅勤務／9：30から16：30まで（水曜日のみ）

#### 2. 勤務開始日

2021年1月12日（火）から

#### 3. 代表電話について

在宅勤務の水曜日のみ代表電話は一時休止とさせていただきます。

※代表電話休止中のお問い合わせにつきましては、FAX又はメールにてお願い申し上げます。

あらためて担当者からご連絡をさせていただきます。

●F A X 番 号：03-3239-7540

●ホ ー ム ペ ー ジ：<https://takken-b.co.jp/>

●専用メールアドレス：[hoken@takken-b.co.jp](mailto:hoken@takken-b.co.jp)

※今後、新型コロナウイルスに関する対応状況については、弊社のホームページにてお知らせします。

以上

【問い合わせ先】株式会社宅建ブレインズ

TEL 03-3234-0699

[hoken@takken-b.co.jp](mailto:hoken@takken-b.co.jp)